

防災・構造

部会

手動開放装置の取扱い

施行令第126条の3第1項第四号

---

---

### 施行令第126条の3第1項第四号の手動開放装置の取扱いについて

---

---

平成 27 年秋期部会

自然排煙窓の手動開放装置の構造については、「建築設備設計・施工上の運用指針」に示されるように単一動作ができること(レバーを引く、釦を押す、チェーンを引く等)とされており、ワンタッチ式が望ましいが、回転ハンドル式でも可とする。